

青森県報

号外第八十四号

令和八年

十月七日

(水曜日)

目 次

条 例

- 青森県地域未来基金条例……………(総合政策課) ……二
- 青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………(行政経営課) ……三
- 青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例……………(こどもみらい課) ……四
- 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例……………(学校教育課) ……五

条 例

青森県地域未来基金条例をここに公布する。

令和八年十月七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十一号

青森県地域未来基金条例

(設置)

第一条 地域産業の成長発展に資する事業に要する経費の財源に充てるため、青森県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 基金は、地域産業の成長発展に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十二号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年十月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

別表第三を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十三号

青森県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法施行条例（平成二十五年三月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十条から第十二条までを一条ずつ繰り下げる。

第九条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（一時保護を適正に行うことができる者の登録の基準）

第八条 法第三十四条の二十二第二項に規定する一時保護を適正に行うことができる者の登録に係る条例で定める基準は、一時保護委託者の登録等に

関する基準（令和八年内閣府令第十六号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十四号

青森県立学校設置条例の一部を改正する条例

青森県立学校設置条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

表第二号中「青森県立青森若葉養護学校」を「青森県立青森わかば支援学校」に、「青森県立浪岡養護学校」を「青森県立浪岡支援学校」に、「青森県立森田養護学校」を「青森県立森田支援学校」に、「青森県立弘前第一養護学校」を「青森県立弘前いわき支援学校」に、「青森県立弘前第二養護学校」を「青森県立弘前さくら支援学校」に、「青森県立黒石養護学校」を「青森県立黒石支援学校」に、「青森県立七戸養護学校」を「青森県立七戸支援学校」に、「青森県立むつ養護学校」を「青森県立むつ支援学校」に、「青森県立八戸第一養護学校」を「青森県立八戸あさひ支援学校」に、「青森県立八戸第二養護学校」を「青森県立八戸きぼう支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)	青森市長島一丁目一番一 青森県
(印刷所・販売人)	青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭